

予備試験答案練習会（民法・物権、担保物権）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(40)		0
譲渡担保に条文がないことの指摘		3	
譲渡担保の法的構成		3	
集合流動資産を目的物とする譲渡担保の有効性についての自説の展開		9	
集合流動資産譲渡担保の目的物の特定の必要性和要件（判断基準）		9	
本設問での当てはめ		6	
・養殖施設および養殖施設内の養殖魚で特定を肯定できるかどうかの検討検討 (コメント)			
判例、通説の用いている「目的物が、種類、所在場所および量的範囲などによって特定される場合に有効であるとのキーワードが出ていなくとも、特定の有無について説得力をもっていたら点数をつけて下さい。			
譲渡担保の法的構成（所有権的構成、担保的構成）に拘泥して記述し過ぎている（バランスを失っている）答案は（他の受講生との比較にもなりますが）減点して下さい。			
結論の記載		2	
裁量点		8	
〔設問2〕	(40)		0
保険金請求権に物上代位できるかどうかという問題の指摘		5	
自説の展開と結論		11	
反対説の指摘と反論の展開		11	
本設問での当てはめ		6	
・本設問ではYが廃業しているため、物上代位を肯定しても差し支えないことの指摘 (コメント)			
当てはめについては、設問2の場合と設問3の場合の比較がきちんとできていれば、どちらかに記載がなされていても評価して下さい。			
物上代位否定説を採用した場合、設問2と設問3の違いはなくなりますが、結果の妥当性を考えてそれなりに悩みを見せている答案は評価して下さい。			
結論の記載		2	
裁量点		5	
〔設問3〕	(20)		0
本設問での当てはめ		13	
・設問2では、Yは廃業しているので、事業のために保険金を取得する必要が無いのに対し、設問3では、Yは事業を継続しているため、保険金を取得する必要があることに触れている。			
・事業活動を継続している場合、養殖魚の販売代金も保険金も必要性はほとんど変わらないことの指摘がある。			
・契約の内容（養殖魚を販売できる。補充する）も、事業が継続されている限り養殖施設と養殖魚に対して担保権を実行しないことを裏付けている旨の指摘。 (コメント)			
問題文の事実を丁寧に拾っている答案は評価して下さい。			
結論の記載		2	
裁量点		5	
合計	(100)	100	0